

## 深谷市歯科保健推進協議会会則

(設置)

第1条 歯科保健の向上を図るため、深谷市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、市民の生活に密着した歯科保健推進の総合的健康づくり施策に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 大里郡市歯科医師会会員
- (2) 埼玉県歯科衛生士会北部支部会員
- (3) 歯科診療を実施している福祉施設職員
- (4) 熊谷保健所職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。  
2 会長は、大里郡市歯科医師会から選出し、会務を総理する。  
3 副会長は、熊谷保健所から選出し、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じ議長が指定する者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、深谷市保健センターが行う。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年11月29日から施行する。